

(答申第 6 号)
平成21年12月17日

寒川町長 山上 貞夫 様

寒川町情報公開審査会
会長 片 岡 正 昭

公文書の非公開決定に関する異議申立について（答申）

平成21年10月6日付け寒企第108号で諮問された『平成22年度歳出「普通建設事業費」及び歳入「国県支出金」内訳』に係る公文書非公開決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成22年度歳出「普通建設事業費」及び歳入「国県支出金」内訳に係る公文書について、非公開決定を取り消し、その全部を公開決定とすべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、町長が平成21年9月28日付けで行った本件文書における非公開決定処分の取消しを求める、ということである。

(2) 異議申立ての理由

町長が寒川町情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第3号の規定を理由に非公開決定としたことについて、次に掲げる理由から公開されるべき、というものである。

ア 条例第5条第3号には、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合、又は町民の間に不当に混乱を生じさせるおそれがある場合には公開しないと規定されているが、本件の公文書を公開しても、不当に中立性を損ねる又は混乱を生じさせることはないため、非公開とする根拠にはならない。

イ 条例第5条第3号には、特定の者に利益又は不利益を及ぼすおそれがある場合には公開しないと規定されているが、町民に何の利益も不利益も及ぼさない町の事業というものはありえない。また、特定の個人が記載されている場合にはその部分を黒塗りにして部分公開とすればよいため、すべてを非公開とする根拠にはならない。

ウ 推計値であることを非公開の理由の一つとしているが、条例第5条第3号にはその旨の規定はない。また、過去に多くの推計値情報が公表されていることからしても、非公開とする根拠にならない。

3 実施機関の説明要旨

財政推計については、政権交代による国の財政見通しが不明確であることに加え、日本経済の景気低迷の深刻化、長期化が予想される中で行った、あくまでも過去の実績や計画額を基にした推計値である。当該数値の内訳を公表することは、住民等のサービス低下の憶測を促しかねないことはもとより、今後の予算編成における意思決定の中立性が損なわれることが予想される。

したがって、本件文書の情報は、条例第5条第3号に該当する、というものである。

4 審査会の判断理由

(1) 本件文書について

本件文書には、平成22年度歳出「普通建設事業費」及び歳入「国県支出金」内訳が記載されていると認められる。

(2) 条例第5条第3号の該当性について

条例第5条第3号は、行政機関の審議、検討、協議が円滑に行われることを確保するという観点から、公開することにより、率直な意見交換や公正な決定に支障を及ぼすおそれ、町民の間に誤解や憶測などの混乱を招くおそれ等が認められる情報は非公開とすることができるとしている。本件については、次に掲げる事由ごとにその該当性を審査した。

ア 本件文書に記載されている事業名

事業名については、継続的事业であったり、広報等ですでに公表されているものであるため、本件文書を公開しても、不当に混乱を招いたり、不当に中立性を損なうおそれがあるとはいえない。

したがって、事業名については、条例第5条第3号には該当しない。

イ 本件文書に記載されている金額

金額については、実施機関の説明どおり推計値ではあるが、未成熟な情報であるということだけでは非公開理由とはなり得ず、不当に中立性を損なう（公正な決定に支障を及ぼす）、不当に混乱を招く、といったおそれを伴う場合に限り非公開となる。

そして、条例第1条の主旨に鑑み、この場合の「支障」とは、実質的、具体的なものでなければならず、また「おそれ」とは、漠然とした可能性ではなく、「確かにあり得る」程度まで要求されると解される。

本件において、当該金額を公表することにより、実質的、具体的支障が生ずるという「確かにあり得る」程度の蓋然性は認められない。

したがって、数値については、条例第5条第3号には該当しない。

(3) 審査会の意見

本条例の運用にあたっては、条例第1条に定める目的に添って事務を進めなければならない。

今後、事務の執行にあたっては、その目的に十分留意されるよう要望する。

また、推計値であることを危惧するのであれば、その旨及び変動の可能性があることを明記することを推奨する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

〈別紙〉 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年10月 6日	○諮問
平成21年10月 8日	○実施機関に対し、決定理由説明書の提出を要求
平成21年10月14日	○実施機関からの決定理由説明書を受理
平成21年10月19日	○異議申立人に決定理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
平成21年10月26日	○異議申立人からの決定理由説明書に対する意見書を受理
平成21年11月25日 (第1回審査会)	○諮問内容の確認と今後の審査の進め方についての審議
平成21年12月 7日 (第2回審査会)	○非公開決定となった公文書のインカメラ審査 ○異議申立人による口頭意見陳述 ○実施機関の口頭説明及び質疑 ○審議